平成２３年（フ）第４２号
三重県桑名市大字安永623番地１　フラットＹ201号
債務者　山下　紘世
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第９８号
兵庫県伊丹市北野４丁目28番地３　メゾン北野401号、前住所兵庫県伊丹市西野１丁目366番地
債務者　泉　　稔宏
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１０３８号
兵庫県尼崎市南塚口町１丁目５番22号　グレース91―301、前住所兵庫県尼崎市南塚口町７丁目24番12号　シティーパレス塚口Ⅱ313号
債務者　寺岡　政則
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５５号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番３―714号、前住所兵庫県西宮市甲子園口６丁目１番２―1207号
債務者　小﨑　　博
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１６１号
兵庫県芦屋市大東町４番12―206号
債務者　川井富美子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０号
兵庫県豊岡市若松町10番８号
債務者　佐藤　朱美
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
鳥取県米子市西福原４丁目６番27号
債務者　茅野　雄治
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第３７号
徳島県徳島市南島田町３丁目39番地の５　松本ハイツ107号室
債務者　津國　哲靖
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２号
徳島県三好市井川町西井川693番地
債務者　三木由美子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第２９号
北九州市小倉北区熊谷１丁目15番15―202号　Ｋ・ＡＺＵＭＡ
債務者　岡崎　政行
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７２号
北九州市小倉北区日明２丁目２番30号原コーポ101
債務者　伊藤　恵美
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７３号
北九州市小倉南区大字新道寺434番地１
債務者　河野　純一
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８８号
福岡県遠賀郡岡垣町高陽台１丁目６番16号
債務者　川本　晃輝
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１００号
福岡県中間市岩瀬西町11番10号
債務者　樽本　砂雄
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１１１号
北九州市八幡西区清納１丁目３番７―307号
債務者　福田　慶子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１１３号
北九州市小倉南区津田新町１丁目13番５号
債務者　岩元　　修
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１１５号
福岡県遠賀郡水巻町樋口東４番18号
債務者　竹川智美こと　李　　智美
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部